

<身体基準>

- ① 次に定める身体の基準に該当する者。
 - ア 身長が概ね160センチメートル以上
(女性にあつては、概ね155センチメートル以上)
 - イ 体重が概ね50キログラム以上
(女性にあつては、概ね45キログラム以上)
 - ウ 胸囲が身長の概ね2分の1以上
- ② 視力(矯正視力を含む。)が、両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
- ③ 聴力が左右とも正常であること。
- ④ 言語明りょうで、十分発声ができること。
- ⑤ 身体健全で四肢機能が正常であること。
- ⑥ 精神機能及び神経系統に異常がないこと。
- ⑦ 結核性疾患、伝染性疾患及びその他の疾患がないこと。

※ 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・日本国籍を有しない方
- ・地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する方